

容器包装リサイクル制度に関する意見

提出日：2014年8月31日

提出先：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課

団体名：国際環境 NGO FoE Japan 担当：瀬口亮子

意見 1

【意見概要】

「発生抑制を推進する法律に」

発生抑制の施策に実効性を持たせるため、削減義務や目標数値を設定し、法律の名称に「発生抑制」を加える。

【意見の内容】

現在、発生抑制（リデュース）の推進は不十分である。現行法を以下のとおり強化すべきである。

1) 法律の名称の変更

「容器包装に係る発生抑制及び再商品化の促進に関する法律」（略称：容器包装 3R 法）とする。

2) 過剰包装の抑制のための基準設定および義務化

過剰・過大包装抑制と環境配慮設計を特定事業者に義務付ける。消費者団体・環境団体、事業者（メーカー、小売）・学識経験者等により構成される適正包装基準の検討委員会を主務大臣の諮問機関として国に設置し、同会は品目別に製品サイズに対する容器包装の容量の基準を作成して主務大臣に答申し、主務大臣が基準を義務づける。

3) レジ袋等の削減目標の設定と達成の義務化

現行の容器包装多量利用事業者の報告義務をさらに強化し、小売事業者は、買い物客数に対する袋の使用枚数等、国が定める袋の削減目標を達成する義務を負う。削減目標は、現行の取り組み状況の進展やポテンシャルを勘案し、事業種別ごと、年度ごとおよび長期的な最終目標を達成するしくみとする。

削減の対象は、プラスチック製袋、紙製袋の両方とし、一定規模以上の幅広い小売業とす

る。対象事業者名および目標達成状況は、国が開示し、社会全体でモニタリングおよび協力を行う。また、長期的に目標を達成できなかった場合を考慮し、強制有料化や税導入等の担保措置についても、予め検討をすすめる必要がある。

4) 使い捨て容器使用削減の取り組みの義務化

レジ袋等と同様、ファストフード店内で使用されている使い捨て容器などを対象に、指定使い捨て容器の使用削減の取り組みを義務づける。店内での使い捨て容器使用の削減の目標設定や定期報告を義務付け、店内ではリユース容器で提供することを促進する。対象事業者名および目標達成状況は、国が開示し、社会全体でモニタリングおよび協力を行う。

意見2

【意見概要】

「生産者責任の強化」

特定事業者は、容器包装の回収量ではなく、販売量に応じて、市町村への支援金を負担し、国が定める回収率の達成、危険容器等の自主回収の義務を負う。

【意見の内容】

現行法では、市町村が分別基準適合物として指定法人に引き渡した容器包装の量に応じて、特定事業者が再商品化コストを負担しているが、実際には分別基準適合物とならない容器包装の処理も市町村が負担せざるをえない状況である。これに対応するため、以下のような措置を設けるべきである。

1) 販売量に応じた支援金制度

特定事業者は、再商品化委託料とは別に、現行法10条の2の抛出委託料に代わり、すべての容器包装を対象に、販売量と素材の種類に応じた新たな抛出金制度に基づく支援金を支払う。支援金は、分別基準適合物の量と質に応じ、市町村に支払われる。

2) 国が定める回収率の達成

特定事業者は、国が定める容器種別ごとの目標回収率を達成する義務を負う。そのために市町村による回収以外に、店頭回収や自主回収など多様な回収ルートを構築、活用する。

3) 危険容器の自主回収義務

スプレー缶、カセットコンロのガスボンベなどのリサイクルに向かず処理困難な指定容器については、生産者に自主回収を義務付ける。

意見 3

【意見概要】

「協働促進のための情報公開の徹底と 3R 推進センターの設置」

消費者、事業者、自治体の協働を促進するために、国は必要な情報を開示し、各地域に 3R 推進センターを設置する。

【意見の内容】

現在、事業者による 3R の取り組み状況は、事業者の自主性にゆだねられており、容器包装多量利用事業者の報告制度はあっても消費者はその対象事業者名すら知ることができない。また、多くの自治体には協働をコーディネートできる人材や情報が不足しているため、これをサポートするしくみが必要である。消費者、事業者、自治体の協働を推進するために、以下のような措置が必要である。

1) 情報公開の徹底

国は、容器包装多量利用事業者の対象事業者名および報告内容のうち必要な情報（買い物袋削減状況など）を開示する。また、容器包装や販売方法による環境負荷比較など、事業者の取り組みや消費者のグリーンな選択の推進に有益なデータについて調査し、結果をわかりやすいかたちで公開する。

2) 3R 推進センターの設置

都道府県に 3R 推進センターを設置し、各市町村における行政、事業者、市民の連携による 3R 推進活動を支援する体制をつくる。センターにおいては、3R 推進員として、地域で効果的な調査、啓発活動、各主体の連携のコーディネートを担うことのできる人材を育成する。センターの運営には、生産者が生産量と素材に応じて拠出する拠出金等で支援するとともに、情報提供等で協力を行う。現在の容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R マイスター）はこの体制に統合する。